

「学校いじめ防止基本方針」点検チェックリスト

「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しの際、以下に示す資料を参考にしながら、本チェックリストの項目に関する自校での取組が具体的に記載されているか確認してください。

[参考資料]

- ◆いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日）
- ◆生徒指導提要（令和 4 年 12 月 文部科学省）
- ◆北海道いじめ防止等に関する条例（平成 26 年北海道条例第 8 号）
- ◆北海道いじめ防止基本方針（令和 5 年 3 月改定）
- ◆北海道いじめ防止等に向けた取組プラン（令和 5 年 4 月 北海道教育委員会）
- ◆いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」（令和 4 年 10 月 北海道教育委員会）
- ◎ いじめの問題への対応について（通知）
(令和 5 年 (2023 年)11 月 16 日付け 教生学第 1011 号)

目 次
「学校いじめ防止基本方針」点検項目

1 「いじめの理解」について、次の内容が記載されているか。	p.1
(1) いじめの「定義」	
(2) いじめの「内容（態様）」「要因」「解消」	
(3) 重大事態の「定義」	
(4) 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合の報告先	
2 「いじめの防止」について、次の取組が記載されているか。	p.2
(1) 人権に関する教育の一層の充実に向けた取組	
(2) 児童生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組	
(3) 児童生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組	
(4) 児童生徒の社会性や規範意識を育む教育活動	
3 「校内研修」について、次の取組が記載されているか。	p.3
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解に関する研修	
(2) いじめ防止や事案対処に関する生徒指導力の向上に関する研修	
(3) スクールカウンセラーや弁護士、警察等と連携した研修	
4 「学校いじめ対策組織」について、構成メンバーと次の役割が記載されているか。	p.4
(1) 「学校いじめ対策組織」の構成メンバー	
(2) いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割	
(3) いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う役割	
(4) いじめに係る情報の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割（いじめの認知）	
(5) いじめが解消に至るまでの対処プランを策定し、確実に実行する役割	
5 「『学校いじめ防止基本方針』の点検、見直し」について、次の取組が記載されているか。	p.5
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解を深める取組	
(2) 「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取組	
(3) 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの取組	
6 「いじめの早期発見・早期対応」について、次の取組が記載されているか。	p.6
(1) 「いじめ見逃しゼロ」に関する取組	
(2) いじめの積極的な認知の取組	
7 「年間指導計画（「いじめ防止プラン」等）」について、次の内容が記載されているか。	p.7
(1) アンケート調査	
(2) 個人面談（教育相談）	
(3) いじめ未然防止の取組	
(4) 「学校いじめ対策組織」の会議	
(5) 校内研修	
(6) 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し	
8 「いじめ対応の流れ（チャート図等）」について、次の内容が記載されているか。	p.8
(1) 「学校いじめ対策組織」へのいじめに係る情報の報告	
(2) いじめの報告窓口担当者	
(3) いじめ情報の集約担当者	
(4) 「学校いじめ対策組織」によるいじめの認知	
(5) いじめ解消に向けた対処プランに基づく指導・支援	
(6) 「学校いじめ対策組織」によるいじめ解消の判断	

1 「いじめの理解」について、次の内容が記載されているか。



- (1) いじめの「定義」
- (2) いじめの「内容（態様）」「要因」「解消」
- (3) 重大事態の「定義」
- (4) 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合の報告先

見直しのポイント

(1) いじめの「定義」

- 「いじめ防止対策推進法」第2条に規定されているいじめの「定義」について、記載する。

(2) いじめの「内容（態様）」「要因」「解消」

- 「北海道いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの「内容（態様）」「要因」「解消」について、記載する。

(3) 重大事態の「定義」

- 「いじめ防止対策推進法」第28条に規定されている重大事態の内容及び「北海道いじめ防止基本方針」p.45に記載されている補足事項等について、記載する。

(4) 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合の報告先

- 「いじめ防止対策推進法」第30条の規定に基づき、重大事態が発生した際、各教育局を通じて、北海道教育委員会へ報告することについて、記載する。

参 考

- ◆ いじめ防止対策推進法
第2条、第28条、第30条
- ◆ 北海道いじめの防止等に関する条例
第2条、第28条
- ◆ 北海道いじめ防止基本方針
p.1～p.5 1(2) いじめの理解
p.42～p.45 4 重大事態への対処
- ◆ 生徒指導提要
p.120～p.125 4.1 いじめ防止対策推進法等
- ◆ いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」
p.14 ■全教職員によるいじめの定義等の共通理解
p.17 支援ツール No.6 いじめの定義の変遷
p.40～p.43 4 重大事態への対応
p.44 支援ツール No.19 いじめ重大事態への対応フロー図
p.46～p.47 支援ツール No.20 いじめ重大事態への対応チェックシート

2 「いじめの防止」について、次の取組が記載されているか。



- (1) 人権に関する教育の一層の充実に向けた取組
- (2) 児童生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組
- (3) 児童生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組
- (4) 児童生徒の社会性や規範意識を育む教育活動

見直しのポイント

(1) 人権に関する教育の一層の充実に向けた取組

- 教育活動全体を通じた人権教育の推進や児童生徒の権利に関する条約及び「こども基本法」を踏まえた指導、アイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の活用等の取組について、具体的に記載する。
なお、人権教育の推進に向け、関係機関や専門家と連携した教育活動を行うこと。

(2) 児童生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組

- 「多様性に配慮し均質化にのみ走らない」学校づくりや様々な異なる考え及び意見を出し合える自由な雰囲気確保している授業づくり、子ども理解支援ツール「ほっと」を含む人間関係構築に関するアセスメントツールの活用等の取組について、具体的に記載する。
なお、人間関係構築に関するアセスメントツールは、年複数回実施し、活用すること。

(3) 児童生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組

- 児童生徒が自主的に行う学級・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動等の充実、よりよい人間関係を構築する学校行事等での異年齢交流の充実に係る取組、ソーシャル・スキル・トレーニング等の心理教育プログラムの活用等の取組について、具体的に記載する。
なお、ソーシャル・スキル・トレーニング等の心理教育プログラムは、年複数回実施すること。

(4) 児童生徒の社会性や規範意識を育む教育活動

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実や地域住民と連携して行うボランティア活動、体験活動等の充実等の取組について、記載する。

参 考

- ◆ 生徒指導提要
p.128～p.134 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援機構
- ◆ 北海道いじめ防止基本方針
p.35～p.37 (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
- ◆ 北海道いじめ防止等に向けた取組プラン
p.4 III プラン1 - 発達支持的生徒指導による取組
- ◆ 「いじめ未然防止モデルプログラム」
道教委 web ページ
- ◆ いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」
p.1～p.2 I いじめ防止に向けた取組推進のポイント
p.5～p.7 1 未然防止

3 「校内研修」について、次の研修の計画が記載されているか。



- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解に関する研修
- (2) いじめ防止や事案対処に関する生徒指導力の向上に関する研修
- (3) スクールカウンセラーや弁護士、警察等と連携した研修

見直しのポイント

(1) 学校いじめ防止基本方針の共通理解に関する研修

- 教職員へ年複数回、「いじめの理解」や『学校いじめ防止基本方針』の理解に関する校内研修等を実施する取組について、具体的に記載する。

(2) いじめ防止や事案対処に関する生徒指導力の向上に関する研修

- いじめ防止等のための対策に関する研修やいじめの事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた研修の実施について、具体的に記載する。
なお、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を参考に、全教職員を対象とする校内研修を年複数回行うこと。

(3) スクールカウンセラーや弁護士、警察等と連携した研修

- いじめ防止に関わり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携による「SOSの出し方に関する教育」の充実、警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止に向けた「情報モラル教育」の充実、保健師等との連携による性犯罪・性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実等の取組について、具体的に記載する。
なお、いじめ防止や解決に向け、スクールカウンセラーや弁護士、警察等と連携した研修については、継続的かつ重点的に実施すること。

参 考

- ◆ 生徒指導提要
p.77～p.79 3.2.3 生徒指導のための教職員の研修
- ◆ 北海道いじめ防止等に向けた取組プラン
p.5 III プラン2 課題未然防止教育による取組
- ◆ いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」
p.6 (2) 教職員の意識向上と組織的な対応
p.14 ■全教職員によるいじめの定義等の共通理解
- ◎ いじめの問題への対応について（通知）
令和5年（2023年）11月16日付け 教生学第1011号

4 「学校いじめ対策組織」について、構成メンバーと次の役割が記載されているか。



- (1) 「学校いじめ対策組織」の構成メンバー
- (2) いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う役割
- (4) いじめに係る情報の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
(いじめの認知)
- (5) いじめが解消に至るまでの対処プランを策定し、確実に実行する役割

見直しのポイント

(1) 「学校いじめ対策組織」の構成メンバー

- 「学校いじめ対策組織」の構成メンバーについて、具体的に記載する。
- 構成員には、自校の複数の教職員（管理職を含む。）と心理、福祉等に關する専門的な知識を有する者その他の関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察関係者、民生委員等地域の人材）が位置付けられているか、点検すること。

(2) いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割及び担当者について、具体的に記載する。
- 相談・通報のあった情報を速やかに記録し、窓口の担当者へ報告する体制となっているか、点検すること。
なお、窓口の担当者については、ホームページや学校便り等で児童生徒や保護者、地域住民等へも周知すること。

(3) いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う役割

- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う役割及び担当者について、具体的に記載する。

(4) いじめに係る情報の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割（いじめの認知）

- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。）の報告を受けて、①「学校いじめ対策組織」の会議を開催、②情報の迅速な共有、③関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等による事実関係の把握に基づいて、いじめであるか否かの判断（いじめの認知）を行う体制となっているか、点検すること。

(5) いじめが解消に至るまでの対処プランを策定し、確実に実行する役割

- 被害児童生徒の安全確保や心のケア等の支援及び加害児童生徒への成長支援の観点から踏まえた組織的・計画的な指導に関する内容や情報共有、教職員の役割分担に加え、保護者との連携等を含む対処プランを策定し、いじめが解消に至るまで「学校いじめ対策組織」で対応する体制となっているか、点検すること。
- 「いじめ解消」の判断は、被害児童生徒や保護者への面談等を実施した結果を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、解消の定義に基づき判断することについて、記載する。
なお、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・報告を行い、適切な援助を求めること。

参 考

- ◆ 生徒指導提要
p.127 4.2.2 組織の役割
- ◆ 北海道いじめ防止基本方針
p.33～p.34 (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- ◆ いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」
p.6 ■ 「学校いじめ対策組織」の役割の明確化等
p.8 支援ツール No.1 「学校いじめ対策組織」の構成
p.9 支援ツール No.2 「学校いじめ対策組織」のチェックリスト
- ◎ いじめの問題への対応について（通知）
令和5年（2023年）11月16日付け 教生学第1011号

5 「『学校いじめ防止基本方針』の点検、見直し」について、次の取組が記載されているか。



- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解を深める取組
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取組
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの取組

見直しのポイント

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解を深める取組

- 入学式やPTA総会等、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する取組について、具体的に記載する。
- 「学校いじめ防止基本方針」を自校ホームページに必ず掲載し、学校内への掲や学校だよりに記載し配付する等の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるよう工夫すること。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取組

- 自校のいじめ問題への取組状況について、全教職員を対象に「いじめの問題への取組チェックシート」（「コンパス」支援ツール No.4）等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」が自校の実情に即し適切に機能しているか定期的に点検する取組について、記載する。
- 児童生徒や保護者、地域住民からの意見を取り入れるためのアンケートの実施（「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける等）やICT端末を活用して調査等を実施する取組について、記載する。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの取組

- 「学校いじめ対策組織」が中心となり、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、児童生徒や保護者、地域住民、関係機関の参画を得て見直しを進められるよう、アンケートの実施や協議の場を設ける等の取組について、記載する。

参考

- ◆ 北海道いじめ防止基本方針
p.31～p.32 (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 イ 道立学校の取組
- ◆ いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」
p.6 ■PDCAサイクルによる検証・改善
p.7 (3) 保護者等との共通理解
p.11 支援ツール No.4 いじめの問題への取組チェックシート
(学校用・教職員用)
p.12 支援ツール No.5 いじめの防止に向けた保護者向け資料

6 「いじめの早期発見・早期対応」について、次の取組が記載されているか。



- (1) 「いじめ見逃しゼロ」に関する取組
- (2) いじめの積極的な認知の取組

見直しのポイント

(1) 「いじめ見逃しゼロ」に関する取組

- いかなるいじめも見逃さない組織体制を構築するために、教職員が児童生徒の様子で気になることを見聞きしたり、相談・通報を受けた際に、自分の担当する学級（HR）、学年（年次）、教科等に関わらず、速やかに「学校いじめ対策組織」へ報告することはもちろん、報告する手順や内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）について、具体的に記載する。
なお、児童生徒が発信する小さなサインも見逃さないよう、「早期発見に向けたチェックリスト」を活用する等の対策を講じること。

(2) いじめの積極的な認知の取組

- 全教職員で「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義等について確認し、積極的な認知の重要性について共通理解を図る取組や ICT 端末を活用しつつ、児童生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケートを実施する等の早期発見・早期対応の取組について、記載する。
- 個人面談やグループ面談、定期相談、スクールカウンセラーによる面談等、児童生徒・保護者等からの相談や通報を聴き取る相談体制について、記載する。
- SNS等を介したインターネット上でのいじめ問題への対応について、児童生徒への情報モラル教育の充実や情報活用の実践力等の育成に関する教育の推進、保護者への啓発活動等の取組について、記載する。

参
考

◆ 生徒指導提要

p.80～p.88 3.3 教育相談体制

p.134～p.135 4.3.3 いじめの早期発見対応

◆ 北海道いじめ防止基本方針

p.38～p.41 イ いじめの早期発見

◆ いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」

p.14～p.16 2 早期発見

p.18 支援ツール No.7 早期発見に向けたチェックリスト（学校用・家庭用）

p.20 支援ツール No.8 いじめアンケート等の実施に向けて

p.21 支援ツール No.9 児童生徒との個人面談（教育相談）に向けて

7 「年間指導計画（「いじめ防止プラン」等）」について、次の内容が記載されているか。



- (1) アンケート調査
- (2) 個人面談（教育相談）
- (3) いじめ未然防止の取組
- (4) 「学校いじめ対策組織」の会議
- (5) 校内研修
- (6) 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し

見直しのポイント

(1) アンケート調査

- 年2回実施のいじめアンケートや「6(2)いじめの積極的な認知の取組」として実施するアンケート調査等の計画について、記載する。

(2) 個人面談（教育相談）

- 「6(2)いじめの積極的な認知の取組」の相談体制等の計画について、記載する。

(3) いじめ未然防止の取組

- 「2(1)人権に関する教育の一層の充実に向けた取組」、「2(2)児童生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組」、「2(3)児童生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組」、「2(4)児童生徒の社会性や規範意識を育む教育活動」の計画について、記載する。

(4) 「学校いじめ対策組織」の会議

- いじめやいじめの疑いのある事案等について情報を共有し、各事案への対応方法を協議する等、「学校いじめ対策組織」の会議を定期的に行うことについて、記載する。

(5) 校内研修

- 「3(1)『学校いじめ防止基本方針』の共通理解に関する研修」「3(2)いじめ防止や事案対処に関する生徒指導力の向上に関する研修」「3(3)スクールカウンセラーや弁護士、警察等と連携した研修」の計画について、記載する。

(6) 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し

- 「5(1)『学校いじめ基本方針』の周知・理解を深める取組」「5(2)「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取組」「5(3)「学校いじめ基本方針」の見直しの取組」の計画について、記載する。

資料

◆ 生徒指導提要

- p.72～p.80 3.2 生徒指導体制
- p.80～p.88 3.3 教育相談体制
- p.128 4.2.4 年間指導計画

◆ いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」

- p.10 支援ツール No.3 いじめ防止のための年間指導計画（例）

8 「いじめ対応の流れ（チャート図等）」について、次の内容が記載されているか。



- (1) 「学校いじめ対策組織」へのいじめに係る情報の報告
- (2) いじめの報告窓口担当者
- (3) いじめ情報の集約担当者
- (4) 「学校いじめ対策組織」によるいじめの認知
- (5) いじめ解消に向けた対処プランに基づく指導・支援
- (6) 「学校いじめ対策組織」によるいじめ解消の判断

見直しのポイント

(1) 「学校いじめ対策組織」へのいじめに係る情報の報告

- 教職員がいじめを発見し又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を「学校いじめ対策組織」の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」へ報告することについて、記載する。

(2) いじめの報告窓口担当者

- 「4(2)いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割」の担当者を記載する。

(3) いじめ情報の集約担当者

- 「4(3)いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う役割」の担当者を記載する。

(4) 「学校いじめ対策組織」によるいじめの認知

- いじめに係る情報の報告を受け、「学校いじめ対策組織」が行う事実確認に基づき、いじめか否かを判断する（いじめの認知）ことについて、記載する。

(5) いじめ解消に向けた対処プランに基づく指導・支援

- 被害児童生徒の安全確保や心のケア等の支援及び加害児童生徒への成長支援の観点を踏まえた組織的・計画的な指導に関する内容や情報共有、教職員の役割分担に加え、保護者との連携等を含む対処の在り方について、記載する。

(6) 「学校いじめ対策組織」によるいじめ解消の判断

- 被害児童生徒や保護者への面談等を実施した結果を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、解消の定義に基づき判断することについて、記載する。

参考

◆ 生徒指導提要

p.135～p.137 (2)いじめへの対応の原則の共通理解

◆ いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」

p.22～p.24 3 組織的対応

p.25 支援ツール No.10 いじめ発見から初期対応までの動き

p.26～p.27 支援ツール No.11 いじめの実態把握シート（例）

p.29～p.31 支援ツール No.13 第1回学校いじめ対策組織会議録（例）

p.32 支援ツール No.14 いじめの被害・加害児童生徒への対応

p.34 支援ツール No.15 保護者への対応と連携

p.36 支援ツール No.16 保護者への連絡のポイント

p.38 支援ツール No.17 学校と警察との連携